自治医科大学医学部同窓会（医燈会）同期会助成規程

（目的）

第１条　この規程は、自治医科大学医学部同窓会（医燈会）（以下「医燈会」という。）の正会員（以下「会員」という）が主催する同期会に対し助成することにより、卒業後における同窓会員相互の親睦交流を支援することを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成の対象は、次のすべてを満たすものとする。

１．医燈会会則第２章 第４条で規定する会員を対象として開催する同期会（呼称は問わない）。

２．前項に規定する会員が対面により１０名以上出席する同期会。

３．開催報告書の内容や写真を同窓会会報・ウェブサイト等に掲載することに同意した同期会。

４，同年度に卒業した会員全員（物故者を除く）に、開催案内を発送（メール、SNS 等を含む）することにより開催すること。

（助成の基準）

第３条　同期会等への助成は、次のとおりとする。

１．助成は同一同期会に対し、卒業後５年ごとに１回とする。合理的理由により翌年あるいは翌々年に開催延期になった場合も対象とする。

２．助成金額は、１０名以上出席の同期会に１０万円を助成する。但しやむを得ず出席人数が１０名未満となった場合は出席者１名につき５，０００円とする。

（申請）

第４条　助成を希望する同期会の主催者は、開催日の１カ月前までに申請書を同窓会事務局へ提出しなければならない。

（報告）

第５条　助成を受けた同期会の主催者は、開催日から１カ月以内に出席人数を含む開催報告書及び開催状況の写真を同窓会事務局へ提出しなければならない。

（助成金の交付）

第６条　同窓会事務局は、開催報告書の受領後１カ月以内に助成金を支給する。

（卒業後５年ごとの規定）

第７条

卒業年度の翌年度を１年目とする。

＊（例）2022 年度卒業（2023 年 3 月卒業）
５年目 2027 年度開催
10 年目 2032 年度開催
（規程外事項）
第８条　この規程に定めていない事項については、医燈会幹事会にて協議し決定する。
（改廃）

附　則
この規程は、２０２２年４月１日から施行する。